

新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会
における情報の公開等に係る運営要領

平成 27 年 8 月 17 日

新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会

新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。） 6 の規定に基づき、委員会における資料等の公表に関し、必要な事項を定める。

1 委員会における資料等の公表

- (1) 委員会における資料等の公表は、原則、会議終了後、遅滞なく行うこととする。ただし、新国立競技場整備事業の公募開始に係る資料等については、公募開始後に、新国立競技場の優先交渉権者の選定に係る資料等（委員が特定される部分及び競争参加者の権利、利益等を害するおそれがある部分を除く。）については、優先交渉権者の選定後に公表することとする。
- (2) 議事録は、原則として、発言者の氏名及び競争参加者の権利、利益等を害するおそれがある部分を伏して公表する。

2 公表方法

委員会における資料等の公表に当たっては、日本スポーツ振興センターにおいて一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。